

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 6 年 6 月 24 日付 土技第 386 号）	新（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1369 号）	備考
2. 対象工事 沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべての工事を対象に、月単位の週休 2 日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休 2 日工事（受注者希望方式）で発注することができる。 なお、月単位の週休 2 日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休 2 日工事（発注者指定方式）が前提となる。 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休 2 日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和 6 年 6 月 24 日付け土技第 387 号）に基づき、技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。	2. 対象工事 沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、原則すべての工事を対象に、月単位の週休 2 日工事（発注者指定方式）とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休 2 日工事（受注者希望方式）で発注することができる。 なお、月単位の週休 2 日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休 2 日工事が前提となる。 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休 2 日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和 7 年 2 月 13 日付け土技第 1371 号）に基づき、技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。	・文言および通知日等の修正
5. 積算方法 （2）補正方法 ①発注者指定方式 （略） なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休以上に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休以上に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。	5. 積算方法 （2）補正方法 ①発注者指定方式 （略） なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が月単位の週休 2 日又は通期の週休	・国通知文との整合化

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 6 年 6 月 24 日付 土技第 386 号）	新（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1369 号）	備考
②受注者希望方式 （略） なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休以上に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休以上に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。	2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。 ②受注者希望方式 （略） なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。	
8. 工事成績評定 （1）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合 評価対象：月単位の週休 2 日達成自体を評価するのではなく、完全週休 2 日（土日）や、他の模範となるような完全週休 2 日達成に向けた受注企業の取組（社員教育や情報	8. 工事成績評定 （1）他の模範となるような完全週休 2 日（土日）を達成した場合 評価方法：下記項目にて評価する。また、（2）および（3）の各項目においても評価する。	・文言の修正等

新旧対照表 土木工事における週休２日試行工事の実施要領

旧（令和6年6月24日付 土技第386号）	新（令和7年2月13日付 土技第1369号）	備考
共有方法等）を実施した場合に評価する。 評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目（①、②）で最大2点とし、取組や実施状況の内容に応じて評価する。 ①現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - ☒ その他（理由：完全週休2日（土日）を達成。） ②現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - ☒ その他（理由：完全週休2日達成のため、若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた企業での取組が図られている。） （2）月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合 評価方法：下記項目にて評価する。 ①現場監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - ☒ その他（月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。） ②主任監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - ☒ その他（月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）	①現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - 【働き方改革】 - ☒ 他の模範となるような完全週休2日（土日）を達成。 （2）月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合 評価方法：下記項目にて評価する。また、（3）の各項目においても評価する。 ①現場監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - ☒ その他（理由：月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。） ②主任監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - ☒ その他（理由：月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）	・文言の修正及び評価項目の見直し ・文言の修正

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 6 年 6 月 24 日付 土技第 386 号）	新（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1369 号）	備考
（４）発注者指定型の場合で、月単位の週休 2 日を達成できなかった場合	削除	・「５．積算方法」にて説明
（５）受注者希望型の場合で、通期の週休 2 日を達成できなかった場合	削除	
９．週休 2 日実施証明書	削除	・総合評価の見直しに伴う削除
10. 入札公告記載例	9. 入札公告記載例	・番号の繰上げ
11. 特記仕様書記載例 第〇条 発注者指定方式 （略） 週休 2 日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。 第〇条 受注者希望方式 （略） 週休 2 日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。	10. 特記仕様書記載例 第〇条 発注者指定方式 （略） 週休 2 日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。 第〇条 受注者希望方式 （略） 週休 2 日の取組状況により、工事成績評定における創意夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。	・番号の繰上げ ・文言の修正
12. 留意事項	11. 留意事項	

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 6 年 6 月 24 日付 土技第 386 号）	新（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1369 号）	備考
附則 1. 本要領は令和 6 年 7 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 2. 「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 5 年 1 月 25 日付け土技第 1329 号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和 6 年 6 月 30 日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。 3. 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（別紙 3）については、令和 6 年 6 月 30 日までに予算執行伺いを決裁した工事に適用する。 4. 週休 2 日実施証明書（様式 1）については、令和 6 年 7 月 1 日以降に完成した工事から発行する。	附則 1. 本要領は令和 7 年 4 月 1 日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 2. 「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 6 年 6 月 24 日付け土技第 386 号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。 削除 削除	・ 通知日等の修正 ・ 適用外 ・ 適用外